# 高教組速報

2016年度
第11号
2017年3月3日


長崎高教組 長崎市中川２丁目 2-5　TEL（095）827-5882
文責　馬場　隆


# 県教委が ハラスメント防止要綱 を改正
## …マタニティハラスメント関係等を追加

県教委は、2 月 27 日付けで「県立学校のハラスメント防止要綱等の一部改正について（通知）」を、教育長名で各県立学校に発出しました。これは、昨年秋の確定交渉での「妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得を理由とした上司・同僚等の不適切な言動等による就業環境を害する行為の防止については、法の趣旨を踏まえ、必要な措置を検討したい」という回答を具体化したものです。高教組は、12 月 27 日に行った女性部交渉でも、職場でのハラスメントの実態を示しながら、「必要な措置」の具体化を求めていました。

### 「運用」や「注意すべき言動例」も改正

今回の要綱の改正は、妊娠・出産・育児及び介護に関するハラスメントと、性的指向や性自認にかかわるハラスメントを追加することが主な内容になっています（改正の適用年月日は 2017 年 3 月 1 日から）。要綱の改正に合わせて「運用」と「ハラスメントを起こさせないために注意すべき言動例」（以下、「言動例」）も追加・改正されています。特に「言動例」が具体的でわかりやすいので、職場で十分周知することが必要です。

【「注意すべき言動例」からの抜粋】

○本人または周りの職員に対し「忙しい時期は避けるべきだった」など妊娠したことを責めるような発言

○（休暇・休業などの）制度の利用について、「昔はこんな理由で取得できなかったのに」「自分なら取得しない」など、制度の利用を責めるような発言

※改正された要綱や「言動例」の全文は各学校に送付されています。また、県教委のホームページの「新着情報」でも見ることができます（3/1 付で掲載されています）。

### ハラスメントの背景としての多忙化の解消も重要

高教組は、12 月の女性部交渉で、ハラスメントが起こる背景として、職場の多忙化がすすんで、職員の中で精神的な余裕がなくなっていることを指摘し、県教委もそれを認めています。今回の要綱の改正を機に、改正の趣旨の周知を徹底して、ハラスメント防止についての意識啓発をすすめるとともに、教職員の業務負担の軽減をすすめていく必要があります。

**働きやすい職場づくりをすすめるために あなたも高教組へ**